

琉球の「長者の大主」系芸能の機能
—組踊・オタカベ・オモロをてがかりに—

石川 恵吉

Functions of the Ryukyu Kingdom's a classical performing arts of the
" Choja no uhushu " lineage : Kumi Odori, Otakabe, Omoro as a clue

Shigeyoshi ISHIKAWA

名桜大学

環太平洋地域文化研究 No. 2 抜刷

2021年 3 月

原著論文

琉球の「長者の大主」系芸能の機能 —組踊・オタカベ・オモロをてがかりに—

石川 恵吉*

Functions of the Ryukyu Kingdom's a classical performing arts of the " Choja no uhushu " lineage : Kumi Odori, Otakabe, Omoro as a clue

Shigeyoshi ISHIKAWA*

要 旨

沖縄の祭祀芸能の中でも特に重要な演目として位置づけられているものに「長者の大主」系統の芸能がある。本稿は、その芸能のもつ歴史的機能について当該芸能の周辺にある歌謡をてがかりに検討したものである。

「長者の大主」系芸能に関する研究は、これまで折口 (1929), 大城 (2003), 畠山 (1983), 当間 (1988) によって深められてきた。折口 (1929) は、当該芸能に登場する長者を遠来の神と捉え、その神である長者が土地農作を祝福するものとみた。大城 (2003) は、長者を村を代表する村長的人物とし、その長者が今年の村の繁栄と五穀豊穡を神に感謝して、あわせて来る年の豊穡を祈願するものとした。また、畠山 (1983) は長者を村落の草分けである根家の根人と捉え、根人である長者が神に対して五穀豊穡の感謝と祈願をするものとした。当間 (1988) は、長者をムラおさとし、そのムラおさが高所から村の地勢や村人の生活状況などを望み見て村の繁栄と五穀豊穡を願うものとみたのである。

しかし、当該芸能の祝言が記された組踊台本をはじめ、その周辺に位置するオタカベやオモロを参照しながら当該芸能を探っていくと、この芸能には琉球国王の治世の長久や国家の安泰を願う機能が与えられており、その祝言を唱える男性長者は遙か古琉球期に担当の「間切」を治めていた上級役人に遡ることがみえてきた。

キーワード：長者の大主、祭祀芸能の機能、祝言の主題、歌謡と王権、琉球

Abstract

Among the classical performing arts of the village rituals in Okinawa, there is a classical performing arts of the " Choja no uhushu " lineage, which is a particularly important program. This paper examines the historical functions of the classical performing arts, using the village songs and historical materials around the classical performing arts as a clue.

Research on the classical performing arts of the " Choja no uhushu " lineage has been deepened by Origuchi (1929), Oshiro (2003), Hatakeyama (1983), and Toma (1988). Origuchi (1929) made the old male man who appeared in the performing art a god from another world, and that god blessed the farming of the land. Oshiro (2003) made the chief of the performing arts like a village chief, and he thanked God for the prosperity of the village this year and the good harvest of five grains, and at the same time prayed for a good harvest next year. In addition, Hatakeyama (1983) made the old man a person (=Nincho) related to the origin of the village, and he decided to thank

* 名桜大学環太平洋地域文化研究所 〒901-8585 沖縄県名護市字為又1220-1 Institute for Pacific Studies, Meio University, 1220-1 Biimata, Nago, Okinawa 905-8585 Japan

and pray to God for a good harvest of five grains. Toma (1988) made a male elder the head of the village, and he observed the social conditions of the village and the living conditions of the villagers from high places, and wished for the prosperity of the village and a good harvest of five grains.

However, when I researched historical materials such as "scripts of Kumi Odori," "Odori," and "Omoro," the male chief, who chanted a blessing brief chant was a senior official in the former Ryukyu peasant village, and the performing arts were originally functions for the long-term rule of the Ryukyu king and the peace of the nation.

Keywords: Choja no uhushu, Functions of Blessing brief chant, Village ritual songs and kingship, Village rituals performing arts, Ryukyu Kingdom

はじめに

北は奄美諸島から南は八重山諸島にかけて伝承がみられる祭祀芸能の一つに「長者の大主」系統の芸能がある。「長者の大主」とは、一般に白髪白鬚の男性長者が、大勢の子孫を引き連れて舞台に登場し、百二十才の長寿を喜び、豊かな御代と子孫繁栄を寿ぐ祝言を唱えて、長者自身かあるいはその子孫が<かぎやで風>をはじめとする舞踊を次々と繰り広げる芸能のことである。

当該芸能に関する研究は、折口(1929)をはじめ、大城(2003)、畠山(1983)、当間(1988)によって深められてきた。各人の見解は次のとおりであった。まず折口(1929)は、当該芸能に登場する長者を「遠来の神」とし、その神である長者が「土地農作を祝福」するのがこの芸能であるとみた[p.9]。それに対して、大城(2003)は当該芸能に登場する長者を「村を代表する村長的人物」と捉え、その者が「その年の村の繁栄と五穀の豊穰を神に感謝し、あわせて来る年の世(村の繁栄と五穀豊穰)を乞う祈願を」するものとした[p.86]。また、畠山(1983)は当該芸能に登場する長者は「この世の人間であり、村落の草分けである根家の根人に相当する」として、「[根人である]大主が神に対して五穀豊穰の感謝と祈願をする」芸能とみた[p.242]。また当間(1988)は、長者の祝言が「ほめ詞が数珠のようにつらなり、全体は国見的な内容になっている」ことを指摘し、「ムラおさ」である長者が高所から村の地勢や村人の生活状況などを望み見てムラの繁栄と五穀豊穰を願う「国見の行事」を芸能化したものと捉えている[pp.549, 553]。

当該芸能は、八月踊りや豊年祭といった村落祭祀で演じられるため近年では大城(2003)のいう「大主(長者のこと。筆者注)が代表して村落の守護神に向か」[pp.50-51]い、「その年の村の繁栄と五穀の豊穰を神に感謝し、あわせて来る年の世(村の繁栄と五穀豊穰)を乞う」[p.86]芸能として広く理解されている。

しかし、各地に伝わる「長者の大主」系芸能の台本を

収集して整理・分析していくと、当該芸能には琉球の国王に対して国王の治世の長久や国家の安泰を願うものが多いことに気がつく。村落の重要な祭祀芸能の一つとして継承されている「長者の大主」系芸能だが、その本来の機能とはどのようなものであったのだろうか。本稿では「長者の大主」系芸能の周辺に位置する歌謡をてがかりに検討してみたい。

なお、本稿で掲げる歌の訳については文中で特に断りのない限り筆者によるものとする。

1. 組踊台本にみる「長者の大主」系芸能の主題

現存する組踊台本には「長者の大主」系芸能の台本がいくつか収録されている。それらを抽出すると、①多良間島の組踊写本『忠臣仲宗根豊見親組』の「福祿之言葉」、②名護市久志の『組踊集』の「長寿の大主前」、③伊波普猷『校注琉球戯曲集』の「老人老女」を挙げることができる⁽¹⁾。ここでは、これらの台本に記された「長者の大主」系芸能の祝言をみていきながら当該芸能のかつての主題を探ってみよう。

まず、①「福祿之言葉」は多良間村仲筋に伝わる芸能「福祿寿」の長者の「言葉」(＝祝言)を記したものである。『忠臣仲宗根豊見親組』には「光緒十五年八月吉日写之」と記されており、当該芸能が1889(明治22)年時点においてすでに当地で伝承されていたことがうかがえる。「福祿寿」は現在でも旧暦8月の八月踊り(豊年祭)に「長者の大主」系芸能として演じられており、現行の「福祿寿」の祝言とこれからみていく「福祿之言葉」はほぼ一致していることが確認できる。では、この「福祿之言葉」の内容をみてみよう(資料1参照)。「福祿之言葉」の翻刻についてはすでに池宮(2000)の成果があるので、ここではそれを用いることにしたい。

<資料1>

出たる者福祿と	まかり出た者は福祿と
申ものにて御座る	申すものでございます
さても当今の御仁徳には	さても当今の御仁徳には
四海浪静にて	四海波は静かで
国も豊に民栄ひ	国も豊かに民も栄えて
治る御代の有難や	治まる御代の有難いことだ
はてのいべすのこなたまで	遠い異郷の地である此方まで
我が大君の国ならば	我が大君の国であると
民のかまどはにぎわひて	民の竈は賑わって
人の姿もあたゝかに	人の姿も温かく
福祿招くしるすとて	福祿をお招きしようと
老も若きも皆勇め	老人も若者も皆勇み
躍ひ企ちましい	踊りを用意しています
先壱番に若衆躍	まず一番目に若衆踊り
二番に女躍	二番目に女踊り
三番に二才躍	三番目に二才踊り
四番よりは色々の狂言で御座る	四番目からは色々な狂言でございます
何にぞ御見さましい事では	何のお目覚ましのことでは
あらましにども、何れも様	ありませんが、いずれの方も
緩りと御見物被下ましい	ゆっくりとご見物ください
そうと御なぐさめにならば	そうとお慰めになるならば
誠に有難き事で御座る	誠に有難い事でございます

[池宮2000：p.97]

この祝言は所々訛っていて意味のとりづらい部分もあるが、概ね七・五音を基調に作られており、基本的に大和言葉でできている。内容は、私が福祿と申す者でございますと長者自らの名のりからはじまり、その福祿が我が国の大君の御陰で国中は穏やかで、この多良間島も豊かに栄えて人々の心も温かく、福祿をお招きしようと島の老人から若者まで皆勇み、一番目には若衆踊り、二番目には女踊り、三番目には二才踊り、四番目は様々な狂言を用意しているのをご覧になってください、というものである。ここでいう「大君」とは琉球国王のことである。琉球最古の儀礼歌謡集『おもろさうし』（以下、オモロ）や王府関係史料などをみると、「大君」は一般的に国家の宗教機構の最高位に位置する聞得大君、首里大君、差笠などの女性司祭のことをいう⁽²⁾。だが、たとえば王国時代の1716年から1775年までを生きた屋嘉比朝寄の『屋嘉比工四』の「口解」に「キミノメグミゾアリガタヤ」(君の恵みこそ有難いことだ)と出てきており、1795年成立の『琉歌百乾乾柔節流』には「長浜の真砂読や尽すとも 言も尽さらぬ君の恵み」(長浜の真砂は数え尽すことができても、君のお恵みは言い尽くすことはできない)と出てくる。このように国王のことも「君」、

あるいは偉大なという意を表す接頭辞「大」の付いた「大君」と称していた。元来「君」は大和古語の天皇や主君の意から発生したもので、琉球ではそれを借用し国王を指す言葉として使われていたのである⁽³⁾。この「福祿之言葉」は、その大君(=国王)が治める御代によって首里から遙か遠く離れた多良間島までも、平和で、村も栄えて人々の心も温かくあるのだと、いうのである。こうしてみると、この「福祿之言葉」の主題は国王を祝福し、国家の安泰を寿ぐことにあることがわかるだろう。

では、次に②「長寿の大主前」をみてみよう。「長寿の大主前」は、名護市久志の『組踊集』(久志公民館所蔵)に収録されているもので、村落における当該芸能の記録としては最も古い。大城學によると久志本『組踊集』の書写年代は「道光貳拾年庚子八月」とみることができるといふ⁽⁴⁾。道光貳拾年は1840年である。琉球王国が解体され近代をむかえるのが1879年であるから、当該芸能が近世琉球期においてすでに成立していたことがこの資料から確認できる。では、「長寿の大主前」の祝言を沖縄県文化振興会編(1998)の翻刻資料を基にみてみよう(資料2参照)。

<資料2>

是や此村福貴長寿の大主
 百々年む余て
 長命て居む
 礫の石の大瀬なる迄ん
 御懸けふさいめしやうり
 首里天加那志
 おをうとふと
 明雲と烈りて
 孫子引ちてしよやうて
 原々と懸て
 行る嬉しや
 五穀物作り
 翠若か草ん
 十日越の夜雨む
 五穀潤わちて
 奥山坂平ん
 野山びゝかちよて
 行き吸る人ん
 立ちよどみ／＼て
 見て嬉しや
 御代の栄ひ
 おをうとふと
 今年老年の
 きゝよを願て
 我が子孫のちやに
 踊ひ芸能
 しめてあやひもの
 上ん下ん
 美見かけて
 おたびみしようり
 おをうとや
 あゝとふと

私はこの村の富貴で長寿の大主
 百才も余って〔数えきれない程〕
 〔生き〕永らえている
 小さい石が大きな岩になるまでも
 〔国中を〕治めてください
 国王様
 ああ尊い
 暁の雲と一緒に
 子孫を引き連れて
 遙か遠方の〔田畑まで〕治めて⁽⁵⁾
 行くのが嬉しい
 五穀の作物
 新芽の若葉も
 十日おきの夜雨で
 五穀を潤わせて
 奥山の坂道も
 野山も響かせて
 行き交う人も
 立ち止まって
 見て嬉しい
 〔国王様の〕御代の栄えだ
 ああ尊い
 今年一年の
 「きゝよ」(未詳)を願って
 我が子孫たちに
 芸能を
 用意させてあります
 上の者も下の者も
 ご覧にいれて
 くださいませ
 ああ尊い
 ああ尊い

[沖縄県文化振興会編1998：p.370]

上記の内容は、まず私がこの村の富貴で長寿の大主であると名のり、国王に対して小さい石が大きな岩になるまで未永く国中を治めてください、と国王の治世の長久が願われる。そして国王の御代の御陰で多くの子孫を引き連れ、遙か遠方の田畑まで治めることができ、またその田畑に育つ五穀も十日おきの夜雨によって潤い、さらにその夜雨の音も野山や人里離れた山奥まで響き渡って行き交う人も立ち止まって見て嬉しくなるほど豊かな情景であることを述べる。そして今年一年間の「きゝよ」

(語源不明。幸福や健康などを意味する言葉か)を願って子孫たちに芸能を披露させるのでご覧になってください、と述べて終わる。

この祝言で注目されるのは、長者が多くの子孫を引き連れて遠方の田畑まで支配できること、さらに十日おきに夜雨が降り五穀を潤わせていることを「御代の栄ひ」と述べている点である。ここでいう「御代」とは、まさしくこの祝言の冒頭に述べていた「首里天加那志」が国中を治めることであり、この祝言に込められた子孫繁栄

と五穀豊穡の理想的な状態は、この首里におわす国王様の御代が栄えてこそ叶えられる事象であることがわかる。つまり、この「長寿の大主前」も、先の「福祿之言葉」と同様に琉球国王の治世の長久や国家の安泰を願う内容となっているのである。

次に③「老人老女」をみてみよう。この「老人老女」は周知のとおり伊波普猷の編んだ『校注琉球戯曲集』(以下、『戯曲集』)に収められているものである。伊波は、「老人老女」の底本について「尚温王の冊封の時の底本を其儘採用した」[1929:p.198]としているが、他頁では「嘉慶十三年戊辰意趣之儘」[1929:p.199]とも記しており齟齬がみられる。この矛盾については、大城(2003)がすでに「嘉慶十三年戊辰」は1808年で「尚灑王の冊封の時」でなければならない。尚温王の冊封は嘉慶五(1800)年である」[pp.74-75]などと指摘している。ちなみに、嘉慶5年の尚温王の冊封の際は中国の乾隆帝崩御のため表向きの芸能は一切中止されている。そのことを考えると『戯曲集』に収められた「老人老女」の台本は「嘉慶

十三年戊辰」の1808年に上演されたものであろう。いずれにしても『戯曲集』には、「兩勅使様御登城之時に付躍之次第」とあるように、中国の冊封使を歓待すべく首里城内で上演されたものに間違いない。また、この「老人老女」に関連する史料に尚敬王の冊封副使として来琉した徐葆光の『中山伝信録』(1721年)がある。同書の巻二「封宴礼儀」には1719年の「重陽宴」の記事があり、「第一為老人祝聖事」として「老人老女」の内容が記されている⁽⁶⁾。このことから「老人老女」の上演は、古くは1719年に遡るものとみられる。

前掲の「福祿之言葉」と「長寿の大主前」の2例は、地方における当該芸能の状況を示すものであったが、これからみる「老人老女」は琉球の政治・文化の中心である首里城内で上演されたものである。その点にも留意しながら「老人老女」の祝言をみてみよう(資料3参照)。なお、以下の詞章は、原典では片仮名表記で掲載されているが本稿では体裁の統一を図り平仮名表記に改めて掲げることとする。

<資料3>

あゝとうと	ああ尊い
みうみのけやべらに	申し上げます
首里がなし天の	国王様が
御願めしよわちやるごとに	お願い申し上げましたとお
唐の按司がしな ^(ママ) おたところ	唐の冊封正使・副使様のお二人が
わたりめしやうちやれば	お越しになっているので
首里がなし天の	国王様の
御祝ごとばかり	お祝事ばかり
かめねがひしち	願って
をやいりてあらば	おりますので
のうがながらめかんで	何とかしてお勤めしたいと
願てをやべる	考えております
このおほぢやと大あむや	この老翁、老媪は
かほうなものだやべる	幸運な者でございます
歳や六十一	才は六十一を
くりもどし／＼	繰り返して
たかへりみやべこと	二回返しておりますから
百二十になやべむ	百二十才になります
子孫また孫	子孫、曾孫
やち孫ひき孫揃	玄孫、玄々孫が揃うと
三百三十人をやべむ	三百三十人もおります
唐の按司がなしの	唐の冊封正使・副使様の
御目さましがらめかち	お目覚ましに勤めて
みおめかけらむで	〔芸能を〕ご覧いただくこと
手そろひひしやそろひ	手も足も揃えて

よしろてをやべもの
この大ぢや大あむ
御祝始めて
子孫に能はしめて
御目かけやべら とうと

参上しております
この老翁、老媪から
お祝を始めて
子孫に芸能をさせて
ご覧に入れます、尊い

[伊波1929 : pp.199-204]

上記の内容は、国王様が申し上げるとおり中国から冊封使がいらっしゃっているの、国王様のために百二十才になる老翁老媪をはじめ、多くの子孫でもって歓待の芸能を披露いたしましょう、というものである。この祝言をみていくと、先ほどの「福祿之言葉」にあった国王の御代により国は穏やかで村や民も栄えて人々の心も温かいといったことや、「長寿の大主前」に出てきた国王の御代により多くの子孫に恵まれ、遙か遠い田畑まで治めることができ、田畑の五穀も定期的に降る夜雨によって豊かに実っているなどといった国王の御代を讃える具体的な表現が出てこない。それは、先の2例が村落祭祀の場で村落の神や祭祀に加わる民衆に向けて述べられていたのに対し、この「老人老女」は冊封使を歓待する場で冊封正使・副使、そして国王に向けて述べられるといった、芸能を上演する場の問題やこの芸能をみせる対象の違いが大きく関わっているものとみられる。

だが、国王や国家の繁栄を願い、多くの子孫がそろって芸能を披露するという点は、本節で掲げた3例に共通しており注目される。また、次の点においては「老人老女」と地方の「長者の大主」との連続性がみとれる。それは上記の詞章にあるように、この老翁老媪が日ごろから国王に関わる「御祝事」(めでたいこと)⁽⁷⁾を願っていたという点である。この名もなき老翁老媪がどのような身分の者で、どのような性格の持ち主なのかはこの資料からは伺えないが、ここでいう「御祝事」の願いとは、先の2例にみられた国王の治世の長久や国家の安泰を願うものであったらう。

このような点から「老人老女」と先の2例は、祝言の中で述べられる具体的な事象の内容は少し異なるものの、この3つの作品の根っここの部分は琉球国王の治世の長久や国家の安泰を願う共通の主題で繋がっているとみられる。そして、それは琉球王国時代以来「長者の大主」系芸能に与えられていた大きなテーマであったことが以上の3つの作品から確認できるのである。

2. 男性長者の祝言と女性司祭のオタカベ

ここまで組踊台本に記された「長者の大主」系芸能の祝言をもとに、当該芸能のかつての主題を検討してきた。琉球王国時代の当該芸能には、国王の治世の長久や国家の安泰を願うといった主題が与えられていたのである。では、それは「長者の大主」系芸能に限ったことであつたのだろうか。

歌謡や芸能が記録されている同時代資料をみていくと、たとえば王府が編纂した『女官御双紙』や『琉球国由来記』、各間切番所で作成された「由来記」や「旧記」類に、「長者の大主」系芸能に与えられていた主題と同じ内容のオタカベ⁽⁸⁾が首里を中心に各地で唱えられていた状況が確認できる。

はじめに掲げるオタカベは『渡嘉敷間切由来記』(1725年)に記されているものの一つである(資料4参照)。このオタカベは毎月の朔日と十五日に女性司祭(以下、神女)の「のろくもい」が「のろ殿内火神の御前」にて唱えていたものである。

<資料4>

首里天かなし美御前加那志
十百年 十百歳きやてむ
拝まれめしよ八ちへ
のふ事も 百かほうのあるやに
御守りめしよ八ちへ
御たほいめしよわれ
又地頭 さはくり
おゑか人
百姓 みおやたいり
まきよらく かはしく からめき

国王様
百年、百才になるまでも
〔末永く〕いらっしゃって
何事も多くの果報があるように
お守りなさって
ください
また地頭(役職名)、サバクリ(役職名)
地方役人
百姓が御奉公を
美しく立派に勤め

のふ事も 百かほうのあるやに
御守りめしよはれ

何事も多くの果報があるように
お守りください

[小島1982：pp.520-521]

上記のオタカベは、国王様に対して、百年、百才になるまでも末永く在位なされ、国中に多くの果報がもたらされるようにお守りください、国王様への御奉公を地頭、サバクリ、地方役人、百姓がしっかりと勤めますので多くの幸運に恵まれるようにお守りください、というものである。国王の長寿と治世の長久、そして国王に仕える人々の幸福が願われている。

そのうち「国王様、百年・百才になるまでも末永くいらっしゃって何事も多くの果報があるようにお守りなさってください」という部分は『宮古島旧記』にもみえる。同じ内容のオタカベは、地理的な広がりをもって各地に伝承されていたのである。宮古島では「大安母」によって毎年正月・五月・九月の「御物参」「御結願」に唱えられていた。

さて、このオタカベは前章に掲げた「長寿の大主前」の祝言と重なる部分が多い。たとえば、オタカベの「国王様、百年・百才になるまでも末永くいらっしゃって」という部分は、祝言の「小さい石が大きな岩になるまでも国中を治めてください」という部分と重なり、いずれも国王様の在位が永きに亘って続いてほしいことを願うものになっている。また、それに続くオタカベの「何事も多くの果報があるようにお守りなさってください」という部分は、祝言の「国中を治めて下さい」という部分と重なり、いずれも多くの果報に恵まれるように国王様が国中を守護して治めてくださいと願うものになっている。

<資料5>

首里天加那志美御前
百がほうの 御為
御子 御すでものゝ 御為
又 島国之 作物の 為
唐 大和
島々 浦々之 船 往還
百がほうの あるやに
御守めしよわれ

国王様
多くの果報のため
御子、優れた子のため
また島や国の作物のため
唐、大和
島々浦々の船の往還
多くの果報があるように
お守りなさってください

[外間・波照間編1997：p.407]

このオタカベは、国王様に対して、多くの果報をいただくために、また御子や島・国の作物のために、唐や大和、島々を結ぶ船の航海をお守りください、と願うものである。このような旅の航海安全を願う内容は「長者の大主」の祝言にはみられず、オタカベの特色といえるだ

る。このことからオタカベと「長者の大主」の祝言がとても近い関係にあることがわかるだろう。

だが、両者の間には次のような違いもみられる。オタカベは「嶽」「御いへ」「火神」「巫崇所」等に鎮座する神と対面する形で唱えられることから、基本的にその儀礼を執り行う祭場の神に対しての社会的価値の依頼が中心となる。そのため、たとえば『女官御双紙』『諸間切諸島ののろくもい』の項に、「今日の良い日に、果報な日に、オタカベを勤めて祈りますので、国王様のため何事も多くの果報があるようにお守りください、御子、優れた子のため何事も多くの果報があるようにお守りください、また島や国の作物に石のような実、金のような実を入れなさいまして多くの果報を頂けるようにお守りください」云々とあるように、国王に対して守護の依頼を行うのではなく、祭場の神に対して国王の守護の依頼を行うものもある。

さらに、オタカベには「長者の大主」の祝言にみられなかった旅の航海安全に関する事柄が出てくる。次の『琉球国由来記』巻十五の国頭間切辺戸村の項に記されているオタカベを例にみてみよう（資料5参照）。同書には毎年正月・九月の「御祈願」に「右三ヶ所〔シチヤラ嶽・アフリ嶽・宜野久瀬嶽〕、辺戸巫崇所」にて「仙香一結宛・御花米九合宛・御五水三合宛・下布一端宛・今焼マカリ二宛」を供えて、「巫並神人」7人、「阿母・阿父」63人、「朝・八巻人数」7人の計77人で祈願をすると記されている。

ろう。その背景には、国家成立以前から琉球にあった女性（姉妹）が男性（兄弟）を霊的に守護するというウナイ神信仰が深く関わっているものとみられる⁽⁹⁾。ここでのオタカベは、まさに神女の「巫並神人」らが唐、大和、島々浦々を旅する男たちを守護するためにその旅路

の航海安全を願ったものなのである。そして、この神女らの願いは結果として国王の加護により旅の航海は成就し、国に多くの果報がもたらされるということになる。

先にみてきたとおり、「長者の大主」の祝言は男性長者によって唱えられ、このオタカベは神女によって唱えられるといった歌謡をめぐる歌唱者の制約が存在している。その制約は、先述のとおりそれぞれの歌に描かれる具体的な事象やその描き方（オタカベと祝言の内容表現の差異）に影響を与えている。だが、このオタカベと「長者の大主」の祝言を形づくる基本的な主題とその機能は、国王の治世の長久や国家の安泰を願うことにあるといえる。そして、男性長者はその主題を祝言の形式を通じて、また神女はオ

タカベの形式を通じて表現していたのである。

このように前章で掲げた「長者の大主」系芸能が1700年代から1800年代にかけて上演されていたその時代に、琉球全土の間切や村の「嶽」「御いへ」「火神」「巫崇所」等で、「長者の大主」の祝言と同じ主題のオタカベが神女らによって唱えられていたことは、当該芸能の機能を考えるうえで示唆的な状況を提供しており、参考になる。

3. 「掟」を名のる長者をめぐる

では、次に名護市汀間に伝承されている「長者の大主」の祝言の冒頭の台詞に注意を向けてみたい(資料6参照)。

＜資料6＞

くりやー くぬ 村ぬ

掟 長者ぬ大主

百々年 余てい

長らゐてい をうゆん (居ゆん)

石なぐぬ 石ぬ

大石 なるまでいん

うかきぶしえみそーり

首里天加那志

あー尊

— 後略 —

私はこの村の

掟(役職名)の長者の大主

百才も余って〔数えきれない程〕

〔生き〕永らえている

小さい石が

大きな石になるまでも

〔国中を〕治めてください

国王様

ああ尊い

[名護市史編さん委員会編2012：p.232]

上記の祝言は、まず私はこの村の掟^{ウチ}役の長者の大主で、百才も余る程の長寿であると名のり、そのあと国王様に対して末永く国中、村中を治めてください、と願うものである。筆者がこの祝言で注目するのは、長者が自らを「掟」と名のっている点である。前章までにみてきた当該芸能の歴史性を踏まえると、この「掟」は琉球王国時代に各村に置かれていた役職であるものと推測される。実際、1713(康熙52)年に編纂された『琉球国由来記』巻二「諸間切諸島夫地頭・設理・ヲエカ人之事」には、各間切を治めていた地頭代、夫地頭、首里大屋子などの人員構成が記録されていて、「久志間切」の項には「大浦大屋子^豊・安部大屋子・天仁屋大屋子^{地頭}・首里大屋子・大掟・南風掟・西掟・久志掟…」云々とあり、その序列に続いて「汀間掟」が出てくる。だが、この記述からわかるとおり、この汀間掟は間切役人の中でも最も下位に位置づけられた役職であった。しかし、資料6の「長者の大主」の祝言では、長者は「百々年余てい 長らゐてい 居ゆん」と述べており、さらに実際の容姿も長い白髭を垂らし、中腰で杖をついて登場する。そのような百才も余るほどの長者が間切の下級役人を勤め、村の代表として祝言を唱えていたというのであろうか。

この問題を解く鍵がオモロにある。オモロは1531年から1623年までの期間に首里王府によって編纂されたもので、その中に収められている歌をみていくと、「朝戸掟」(巻15-1052・1113)、「安谷屋掟」(巻8-441)、「伊敷索掟」(巻11-639, 巻21-1449)、「伊饒波の掟持ち」(巻8-456)、「内間掟」(巻17-1202)、「我那覇掟」(巻20-1367)、「瀬名波掟」(巻13-814)、「謝名の掟」(巻5-275, 巻15-1098)、「はんたま掟」(巻13-872)、「俵掟」(巻1-41)、「みれつな掟」(巻8-443, 巻14-1037)、「与那原掟」(巻14-1037)と、各地の地名を冠した掟の名称が出てくる。また、「按司直り掟」(巻13-872)、「掟」(巻14-983, 巻17-1180, 巻19-1354)、「島中掟」(巻14-1037)、「下の掟」(巻11-643・644)、「とよみ掟」(巻20-1367)と、特定の地名の付かないものもある。

そのうち次のオモロは、かつての掟の性格を伝えていて注目される(資料7参照)。

<資料7>

大にしのたらつがふし

- | | |
|--------------------|-------------------|
| 一 いぢへき、ぢやなの、おきて、よ、 | 優れた謝名の掟よ |
| ぢや国、ぢやなの、おきてよ、 | 大国の謝名の掟よ |
| ぢやぐに ゑらぶ、ぢやなの、おきて | 大国を選ぶ謝名の掟 |
| 又 いきやる、おやの なちへがよ、 | どのような親（按司様）が生んだのか |
| いきやる、あさが なちへがよ | どのような父（按司様）が生んだのか |
| 又 とき、とりやり、なちへるよ、 | 時を選んで生んだのだよ |
| ゑが、とりやり、なちへるよ | 良い日を選んで生んだのだよ |

[外間・波照間編2002：巻15-1098]

この歌は、謝名（現在の宜野湾市大謝名・真志喜・大山一帯の呼称）の掟を讃えた英雄賛美の歌である。内容は、優れた謝名の掟、大国の謝名の掟、どのような按司様がこのような優れた謝名の掟を誕生させたのか、時を選び、良い日を選んで誕生させたのだ、と掟の聖なる出自をうたっている。この歌から掟は按司によって選ばれ、そして「時を選んで／良い日を選んで」誕生する神聖で

高貴な存在であったことがうかがえる。また、巻13-814の歌では「1. 優れた大親子が瀬名波掟を誕生させて／2. 瀬名波大親子が瀬名波掟を誕生させて」と「大親子」が「掟」を誕生させたことが語られている。では、掟にはどのような役割が与えられていたのか。次のオモロが参考になるだろう（資料8参照）。

<資料8>

しよりま人のふし

- | | |
|------------|--------------|
| 一 つるこ、にくけ、 | 「つるこにくけ」（未詳） |
| よかる、にくけ、 | 良い「にくけ」（未詳） |
| きよらや、ほこら | 美しさを誇ろう |
| 又 がなは、おきて、 | 我那覇掟 |
| とよみ、おきて、 | 名高き掟 |
| 又 あきねなの、 | あきねな（地名）の |
| はまさき | 浜崎に |
| 又 まこ、ひきやり、 | 幕を引いて |
| かちや、さげて | 蚊帳を下げて |
| 又 あぢは、つかい、 | 按司様をお招きする |
| ちやらは、つかい | 按司様をお招きする |

[外間・波照間編2002：巻20-1367]

この歌の1節目は未詳語が多くその意味をとることができないが、2節目以降をみると、我那覇（現在の豊見城村我那覇のこと）の掟がアキネナの浜崎に幕を張って、蚊帳を下げて按司様をお招きするとあり、按司の招来をうたった歌であることがわかる。ここで注目されるのは、按司を招いて執り行われる儀礼の実施者として掟がその中心的な役割を果たしていることである。次のオモロからも掟のそうした役割がうかがえる。巻11-643の歌では「下の掟」が登場し、「1. 下の掟が音頭をとって／2. 物言い様が音頭をとって／3. 久米島の中城／4. 名高い中城／5. 冬も夏も知らないで／6. 夏も冬も知らないで／7. 冬は御酒を盛る／8. 夏は神酒を盛る／9. 按

司からこそこうあるのだ／10. 按司からこそこうあるのだ」とうたわれている。掟が音頭をとって冬は御酒を満たし、夏は神酒を満たす儀礼を行っていたのである⁽¹⁰⁾。また、巻17-1202の歌では「1. 内間掟のおにさんこ（人名）／2. 辺り山に、垣内山に／3. 桑木を植えて／4. 鼓を作って」とうたわれており、儀礼に用いる神聖な「つゞみ／なりよぶ」（鼓／鳴り呼ぶ。鼓の美称）の製作も掟が担っていた。

さらに、オモロでは先の巻11-643の歌にあったように「掟」の対語として「ものいひ」（物言い）あるいは接尾敬称辞の付いた「ものいにしや」（物言い様）が出てくる。『おもろさうし辞典・総索引』や『沖縄古語大辞典』

によると、「物言い」の原義はものを言うこと、話すことで、転じて「民衆にものを言う人の意か」としている。掟はかつて民衆にものを述べて、指示する役目を担っていたのであろう。また、それとの関連で1697年から1706年ごろの成立とみられる『君南風由来并位階且公事』の「具志川城祭礼之時おもしろくわいにや」に、下の掟が出てきて仲地仁屋と御庭内に糸・縄を掛けて石を積み上げて土手を作る様子がうたわれている。その下の掟は原文に「しものちゝよなふし」（下の掟・世直し）と書かれており、掟は別名「世直し」とも称されていたことがわかる。先の辞典によれば、「世直し」は五穀豊穰をもたらす、世の中を平和にすること、穏やかにすること、とある。すなわち、掟には世の中を穏やかにする役目も与えられていたのである。

さて、『おもろさうし辞典・総索引』の「掟」の項を参照すると、かつての掟に関する重要な歴史情報が記されていることに気がつく。それは「十五世紀末に、各地の按司を首里にひきあげ、その代わり、按司掟を各間切（現在の村に近い）に派遣した」というもので、その按司掟は「首里から派遣された役人である」とある。また「おもろ時代の掟及び十七世紀以降の部落の掟（村掟）は、現在の各字の区長と似て」いて「下の大衆と接し」、そして「村（字）の行政の良否は直接掟の責任となり、部落が上納（税金）を不納した時や農事不振の時は掟はその責任を問われ、科金を科される時もあった」という [p.75]。オモロがうたわれていた時代、「按司掟」と呼ばれる役人が王府の政策によって首里から現在の村に近い「間切」へ派遣され、担当する「間切」を治めていたのである。すなわち、先のオモロにうたわれていた「掟」とは、この按司掟のことだったのである。『琉球国由来記』巻二「諸間切諸島夫地頭・設理・ヲエカ人之事」にはその按司掟に関する記述があり、「諸間切二往昔者、有_二此役儀_一。居_二于大設理上_一、聞_二公事_一也」と記されている。按司掟は、かつて「大設理」の上位に位置し、「公事」を司っていた。また、古琉球期の行政職の任命は百姓身分の役人を含めて琉球国王の発給する辞令書によって任職するシステムが構築されていた [沖縄県教育庁文化課編1979、高良1987・1999]。つまり、かつての掟は国王より辞令書を賜ってその任にあたる、国家公務員としての性格をもっていたのである。

このように、掟はかつて首里より派遣された按司掟で、各「間切」の上級役人として担当する「間切」を治めていた役職であった。そしてオモロでうたわれていたように、各「間切」では下位の者にものを述べて指示し、「間切」中を穏やかにして、儀礼の実施においてはその中心的な役割を担っていたのである。

以上のことを踏まえて今一度名護市汀間の「長者の大主」をみてみよう。まず舞台に登場する百才も余るほど

の「掟」の長者は、古琉球期に各「間切」を治めていた按司掟に由来する。そしてこの長者が村を代表して国王の治世の長久や国家の安泰を願う祝言を述べているのは、長者とつながる按司掟がかつて国家に仕える「間切」の上級役人であったことが背景にあるものとみられる。さらに、この按司掟が首里から派遣されたことを考えると、この「長者の大主」の祝言が首里方言でできていることにも納得がいく。以上の掟の歴史的性格を踏まえれば名護市汀間に伝わる当該芸能を理解することができるだろう。

そして、ここで重要なことは、この名護市汀間の事例をとおして琉球における「長者の大主」系芸能の歴史が遙か古琉球期にまで遡る可能性がみえてきたということである。そのことは「長者の大主」系芸能の発生の問題とも関わってくるので特に強調しておきたい。

4. 折口信夫「組踊り以前」を読む

以上の検討を踏まえて、当該芸能の発生と機能について言及している折口信夫の論文「組踊り以前」の見解に注意を向けてみたい。この論文は、1929（昭和4）年8月発行の『民俗藝術』第2巻第8号に発表されたもので、後には『校註琉球戯曲集』の巻頭に「折口信夫氏序」として再録される⁽¹⁾。「長者の大主」系芸能の研究においては必見の先行論文として今日扱われており、芸能史学をはじめ文学、民俗学の領域では高く評価されている。この「組踊り以前」の発表以降も当該芸能に関する論文はいくつか発表されてきた。だが、それらを見ていくと、折口の当該論文は自説の援用として部分的に引用される程度で、当該論文をめぐる折口の見解の当否については未だまともな議論がなされていない。本章では、このような研究史の反省の上に立って当該論文を今一度みてみたい。

この「組踊り以前」は、その題目からうかがえるとおりに、組踊が誕生する以前の琉球の芸能および文学の発生とその変遷過程を素描しながら、その中で生み出される組踊の生成過程とその後の展開を論じたものである。その中で折口は「沖縄の村々・島々の祭儀には、現に原始演劇的要素（中略）を示すものが、まだ／＼沢山に残つてゐる」 [p.3] とし、比嘉春潮、島袋源七とともに見学した「東島尻の広々とした田の面を、鉦・太鼓で囃し乍ら、村をどりの一行が、練り込んで来る」 [p.8] 行事（＝芸能）を紹介しながら次の見解を述べている。少し長くなるがそのまま引用する。

この行事は、実は七月のわらびみち（童満？）のおがん（拝み>お願）に行ふ事であつた。この齋日の本義は、村の若者を作る成年戒の日に、兼ねて二

度目の農作を祝福するものであつたらしいのである。先島諸島の例を見ると、成年授戒の日と農村祝福とは、同じ日の同じ行事の中に含まれてゐる。八重山離島をはじめとして、其風俗を移した石垣島の二三ヶ村の「あかまた・くろまた（又、あをまた）」の所作を見ても知れる。遠来の神の居る間に、新しく神役一寧神に扮^ナる一を勤める様になつた未受戒の成年に戒を授けて、童^{コラベ}の境涯から脱せしめる神秘を行^チうて置くのであつた。この遠来神の行列は、長者の大主^{チヤウジヤウ}と言ふ仮装した人を先に立て、その長男と伝へられてゐる親雲上^{ウフシユウ}—実は、その地の豪族を示すものらしい—その他、をどりの人衆が、其々わり宛てられた役目の服装をした風流姿で従ふのである。（中略）唯役々が皆、現代人ではないが、役者は人間だといふ考へを持つてゐる。だが此は、八重山の盆祭りに出て来るあながまあ群行の伝承を参考して見ると、他界の靈物だといふ意識の落ちたままで、といふ事が明らかになる。[pp.8-9]

この7月の「わらびみち」行事で折口がみたとする「村をどりの一行」とは「長者の大主」系芸能のことであろう。折口によると、その「長者の大主」系芸能の出る「わらびみち」の本義は「成年授戒」と「農村祝福」にあり、それは八重山の離島や石垣島に伝承される「あかまた・くろまた（又、あをまた）」行事に通じるという。そして両者はともに遠来の神が出現しているうちに、新しく神役を勤める未受戒の青年に「戒」を授けて、童の境涯から脱することを言う^チと述べている。そのうえで、この遠来の神の行列は「長者の大主」と呼ばれる仮装した人を先に立て、その長男といわれる親雲上とそのほかの踊りの人衆は、それぞれ割り当てられた役目の服装で従うと、この芸能の説明をしている。そして、そのすべての役者は現地でこの世の人間と捉えられているが、それは八重山の盆に現れる「あながまあ群行」のように「他界の靈物だという意識の落ちた」あとの認識であると指摘するのである。果たしてそうだろうか。

まず、折口は「わらびみち」や「あかまた・くろまた」の行事を例にあげて、遠来の神である「長者の大主」が登場する行事には「成年授戒」が行われるとしている。しかし、たとえば名護市汀間では旧暦7月の村踊り（豊年踊り）に、多良間島では八月踊り（豊年祭）に「長者の大主」系芸能は演じられるが、これらの行事には折口の述べる「成年授戒」の要素はみられない。現に汀間の村踊りは、村の神々に五穀豊穰を感謝し来る年の豊年を祈願する行事と伝えられている。また、多良間の八月踊りは、別名皆納祝いと称し、その由来は王府時代の租税完納のお礼と次年の豊作祈願の行事にあると伝えられている。その他、当該芸能が登場する沖縄各地の行事を見

渡しても同じ状況が確認できる。すなわち、「長者の大主」の出現と「成年授戒」とは直接的に結びつかないのである。

次に、折口は村踊りに登場する「長者の大主」を「遠来の神」に求めているがそのような捉え方でいいのか、という問題がある。本稿では、まず王国時代の組踊台本に記された「長者の大主」系芸能の祝言をもとに当該芸能の歴史的機能を検討し、次にこの祝言を唱える男性長者について名護市汀間の事例をとおして検討した。その結果、琉球王国時代の当該芸能には、国王の治世の長久や国家の安泰を願う機能があつたことを明らかにした。また、この祝言を唱える男性長者については、古琉球期に現在の村に近い「間切」を治めていた上級役人の按司掟に遡ることを確認した。つまり、当該芸能に登場する男性長者は、折口の述べる「遠来の神」ではなく、この世の人間で、具体的にはかつての「間切」を治めていた上級役人だったのである。そのことは、先の引用の末尾で折口が、登場するすべての役者は現地でこの世の人間と捉えられている、という報告からも裏付けられる。また、折口は先の引用で「長者の大主」に従える「親雲上」は「〔長者の〕長男と伝へられてゐる」と記しており、また「実は、その地の豪族を示すものらしい」とも伝えていた。『久米具志川間切旧記』には、「往古」の「大掟」（按司掟に相当する）に関する聞書が記されており、具志川間切の大掟は王府より「親雲上」の位階を賜わり、その位階は後代まで継承されることになっている⁽¹²⁾。そのことは、折口の述べる長者が「その地の豪族」で、「親雲上」は長者の「長男」であるという報告と合致する。だが、折口はそのあと八重山の盆に出てくる「あながまあ群行」の伝承を引いて「〔その認識は〕他界の靈物だといふ意識の落ちたままで」と指摘するが、それは先の検討からわかるとおり、折口の極めて恣意的な解釈とみることができる。

さらに、折口は先の引用のほかに、「長者の大主」が「設けの座」に現れると、「改めてなりのをして、祝福せられた生活を感謝し、更に多くの一行が皆自分の子孫なることの果報を述べ」るが、それは「〔遠来の〕神」が「土地農作を祝福」し、また「一行の伴神のかくの如く数多きを喜び誇る言い立ての合理的変化である」と指摘している [p.9]。しかし、先述のとおり、当該芸能の機能は各「間切」を治めていた上級役人が国王の治世の長久と国家の安泰を祈ることにあるのであって、「神が土地農作を祝福し、又一行の伴神のかくの如く数多きを喜び誇る言い立ての合理的変化」とみるのは無理がある。実際の「長者の大主」の祝言には、折口のいう「土地農作を祝福」するものや「数多きを喜び誇る」内容も出てくるが、本稿第1章で検討したとおり、子孫繁栄や五穀豊穰の理想的な状態は、国王の御代が栄えてこそ叶えられる事象であつた。そのことを踏まえれば「神」の語る「言

い立て」の「合理的変化」という解釈にはならないはずであろう。

そのほか、折口は本稿で取り上げた「老人老女」についても次のような指摘を行っている。

首里宮廷で巫女の神遊を定期的くり返すのは、極めて古い事である。だが、男神なる若衆の仮装群行が、王宮に練り入つて、雑技を演ずる風も、古くから于蘭盆に接する満月の夜には行われてゐた。尠なく尚王家中山国建設以前からあつた民間伝承に違ひない。此は、盆祭りと習合せられた形で、其前は満月の夜を、三秋の中に^{レシタウ}拵んだのであらう。宮廷の仲秋宴・重陽宴なども盆の練道に似て、而も齢高い聖者の登場を、第一番としてゐる。かうして見ると、元からあつた村をどりが、念仏踊りに惹き込まれて行つた形が窺える。[1929：p.11]

上記の引用に「宮廷の仲秋宴・重陽宴」に「齢高い聖者」が「第一番」として登場する、とあることから、この引用が「老人老女」のことを述べていることがわかる。折口は、その中で「男神なる若衆の仮装群行が、王宮に練り入つて、雑技を演ずる風も、古くから于蘭盆に接する満月の夜には行われてゐた」と説明したうえで、宮廷の「仲秋宴・重陽宴」なども「盆」の行列に似ているとし、「齢高い聖者の登場を第一番」とする「老人老女」を念仏踊りに引き付けて捉えている。しかし、王宮で行われた仲秋宴や重陽宴は、中国からの冊封使が来島してから帰国するまでに行われた接待のための大宴であり、また「老人老女」で唱えられる祝言も「国王様や冊封使のために百二十才になる老翁老媪をはじめ、多くの子孫でもって歓待の芸能を披露いたしましょう」というものであって、折口のいう盆や念仏と関わる要素は見当たらないのである。

このように当該論文を読んでいくと、「長者の大主」系芸能をめぐる折口の見解が極めて事実とはかけ離れた解釈になっていることがわかるだろう。くり返しになるが、当該芸能の歴史的な機能は、琉球王国時代に各「間切」を治めていた上級役人が国王の治世の長久や国家の安泰を願うことにあった。今後は、そのことを念頭に置いたうえで当該芸能をめぐる更なる議論と細部に亘る問い直しの作業が必要になるものと筆者は考えるのである。

おわりに

本稿では、琉球における「長者の大主」系芸能の機能について、当該芸能の周辺にあるオタカベやオモロをてがかりに検討してきた。これまで「長者の大主」系芸能の主な機能は、折口（1929）が、遠来の神である長者が

土地農作を祝福するものとし、大城（2003）は当該芸能に登場する長者は村を代表する村長的人物で、当該芸能にはその年の村の繁栄と五穀豊穡を神に感謝し、あわせて来る年の村の繁栄と五穀豊穡を願うものとした。また、畠山（1983）は当該芸能に登場する長者を村落の草分けである根家の根人に相当するとし、根人である大主が神に対して五穀豊穡の感謝と祈願をするものとみていた。また、当間（1988）は、当該芸能に登場する長者をムラおさとし、そのムラおさが高所から村の地勢や村人の生活状況などを望み見て村の繁栄と五穀豊穡を願うものと捉えていた。しかし、組踊台本に記されたかつての「長者の大主」系芸能の祝言や同時代に歌い唱えられていたオタカベ、オモロを参考に検討していくと、この芸能には琉球王国時代以来、国王の治世の長久や国家の安泰を願うといった機能が与えられていた。また、当該芸能で祝言を唱える長者の人物像については、古琉球期以来あった各「間切」の上級役人に遡る可能性が新たにみえてきた。筆者は、拙稿（2020）において八重山諸島竹富島の「長者の大主」系芸能を事例に長者の人物像に迫ったことがあるが、八重山の事例においても当該芸能の長者がかつての村を治めていた上級役人に遡ることを確認している。当該芸能の長者が、いずれの地域においてもかつての村の上級役人（＝行政職）にたどり着く状況は興味深い結果である。

ところで、この芸能はまだ謎が多い。たとえば、本稿で示したとおり当該芸能の歴史的機能が国王の治世の長久や国家の安泰を願うことにあるとすると、1879年に琉球王国が解体され国王不在となった時点においてこの芸能のもつ本来の機能は失われているはずである。だが、現在においてもなお各地で演じられている。それはなぜか。さらに、現在伝承されている各地の当該芸能をみると、実際に神が出現して長者に五穀の種子やその耕作法を伝授するものがある。なぜそのような作品があるのか、などである。今後は、長者の唱える祝言の表現構造とその変化に注目しながら、これらの謎に迫ってみたい。

【付記】本稿の作成にあたっては波照間永吉先生より貴重なご指摘と多くのご教示をいただきました。末筆ながら記して感謝申し上げます。

注

- (1) 本文に掲げた3つの作品のほかに、「長者の大主の組踊版」と評される「辺戸之大主」があるが、本稿で定義する「長者の大主」（一般に白髪白髭の男性長者が大勢の子孫を引き連れて登場し、百二十才の長寿を喜び、豊かな御代と子孫繁栄を寿ぐ祝言を唱えて、長者自身かあるいはその子孫

- が〈かぎやで風〉をはじめとする舞踊を次々と繰り広げる芸能のこと）とは異なっている。たとえば、長者自身の唱える祝言が作品内に登場しないこと、内容も大主（本稿でいう長者に相当）を中心に展開するのではなく、その子孫が中心となり親である大主の長寿を祝い、親を喜ばせる内容となっていることなどが挙げられる。そのためここでは先の3つの作品を「長者の大主」系芸能として扱うことにした。
- (2) 『沖縄古語大辞典』「大君」の項参照。
- (3) 多良間島の「福祿」をめぐっては『多良間村史』掲載の古老の口伝に「廃藩置県前までは仲筋は福祿踊り、塩川は大福踊りを上演していた」[p.621]とあり、この「福祿之言葉」が1879年の廃藩置県以前から唱えられていたことが伝えられている。その点も参考になるだろう。
- (4) 大城(2003)は、久志本『組踊集』をめぐって「写本の末尾には書写年代が書き記されているが、原本は虫食い、紙魚による被害であろうか、破損がひどく、末尾の書写年代を明確に読みとることが出来ない。読みとることが出来る箇所は「□子八月久志村」とか「道光貳拾年庚□□月吉日写之」と記されているところである。他に「八月廿二日二才□□久志村」というのが読める。これらをあわせてみると「道光貳拾年」は「庚子」で1840年となる。つまり「道光貳拾年庚子八月」を書写年代とみることができる」[p.76]と考察している。
- (5) 「原と懸て」の「原と」は、「遙々と」の当て字で遙か遠い意であろう。「懸て」は支配して、治めての意。
- (6) 「第一為老人祝聖事」の項には、「老夫婦二人、率子孫五六人登場跪、国語致詞曰。當今聖天子、徳高堯舜道邁湯文、八埏昭日月之輝、一統著車書之盛。国王夙沐聖恩、新受冊封、天使貴臨、挙国歡忭。小臣老夫婦、生長本国、年一百二十歳、皆康健、子孫三百三十余人、多有登仕籍為官者、挙家蒙福。子孫内有能歌唱彩舞者、率領献寿。老夫婦再拜先舞。其歌詞曰。王徳如海、民之父母、受封於天、帶礪永固。舞罷群綵衣童、隊隊相統。一団扇曲六童舞。一掌節曲三童舞。一笠舞曲四童舞。一籃花曲三童舞。以上皆名太平歌」とある。なお、『中山伝信録』の「老人祝聖事」が「長者の大主」系芸能であるか否かについてはすでに大城(2003)の検討の成果がある。
- (7) 当間(1988)は「御祝事」を「御繁栄」と解している。
- (8) オタカベとは「社会の思想を体現する祭司が、御嶽の神や火の神にまぢかに対面して、社会的価値の守護を祈願する歌謡(狭義にはトナエゴト)」[玉城2010:p.50]のことである。
- (9) ウナイ神信仰のウナイとは男性にとっての姉妹を指す言葉で、女性にとっての兄弟はウィキーという。そのウナイが兄弟に対して霊的に守護する力を有しているというのがウナイ神信仰である。本来は、家族レベルにおける兄弟姉妹に関わる観念であるが、村落レベルや国家レベルの祭祀組織のあり様にも影響を及ぼしている。海と隣り合わせの琉球では特に船路の航海安全を願う場面に、それが発揮される事例が多い。なお琉球のウナイ神信仰については赤嶺(2017)に詳しい。参照されたい。
- (10) 掟が御酒や神酒の儀礼に関与している事例はオモロ以外にもある。たとえば伊平屋村田名の「神ぬうむい」には「3. 御万人ぬ 仕立たる／赤椀ぬんつむ／中盛らち／端盛らち／島ぬ親／うさぎてい／4. 御万人ぬ 仕立たる／白椀ぬんつむ／中盛らち／端盛らち／島ぬ掟／うさぎり」(3. 皆が造った(神酒を)赤い椀の中いっぱい満たして、端まで満たして、島の親に捧げて／4. 皆が造った(神酒を)白い椀の中いっぱい満たして、端まで満たして、島の掟に捧げよ)と出てくる[外間・玉城編1980:p.539]。また、伊是名島の「いるちややう節」には「なちゆるまさる日に／なちゆるよかる日に／あやの昼しちへやい／あやのむしろしちへやい／かさのちばのうんちけ／よなをしばのうんちけ／黒わんのむちゆうもく／赤がにのうゆのし／中ゆらちのやしら／はたゆらちむやしら」(まさに今日、優れた日なので、まさに今日、良い日なので、美しい昼を敷きつめて、美しい筵を敷きつめて、傘持ち(役職名)をご案内して、世直し(掟の別称)をご案内して、黒い椀の「むちゆうもく」(未詳)の、赤銅の世直し椀(酒器名)の中をいっぱい満たして差し上げよう、端までいっぱい満たして差し上げよう)と出てくる[池宮ほか編2021:歌番号2097]。参考までに記しておく。
- (11) 当該論文は『民俗藝術』第2巻第8号から『校註琉球戯曲集』に転載されるが、その過程で章・節立てが省かれ、文章も若干加筆・修正が行われている。その点については当間(1999)に詳しい。参照されたい。なお、本稿では『校註琉球戯曲集』掲載の論文を基にする。
- (12) そのことは『久米具志川間切旧記』に「昔神代の時、君まもの出現有之、飛脚を以具志川間切より仲村渠親上元祖大掟仲里間切より前比嘉親上先祖国頭里主おきなわかなし江罷登及言上候折節即

御盆かなし被_レ召上_レ候最中に而御悦為_レ御褒美_レ 兩人黄八卷頂戴大掟親雲上_レ国頭里子親雲上と為_レ 申由相伝候。年来(代)は不詳候。大掟親雲上_レ後 二者両間切惣地頭頂戴久米中城親雲上と号為申由 候。仲村渠親上_レ八右中城六代之孫二而候。前比嘉 親上_レ八国頭里主親上より何代之孫二而候哉然與不_レ 相知_レ候」[仲原1978：p.246。下線筆者]云々と あることから確認できる。

参考文献

- 赤嶺政信 2017「琉球・沖縄の宗教社会史のなかのノロ」 『ノロ—沖縄県北中城村「島袋のろ殿内資料」を通して—』, pp.3-31, 北中城村教育委員会.
- 池宮正治 2000「多良間の組踊台本に関する若干のコメント」科学研究費補助金研究成果報告書『沖縄県多良間島における伝統的社会システムの実態と変容に関する総合的研究』(研究代表者：高良倉吉), pp.94-98, 琉球大学法文学部.
- 池宮正治・大城學・前城淳子・田口恵・石川恵吉・大城 亜友美編 2021『国立台湾大学図書館蔵 琉歌大観』 第2巻, 国立台湾大学図書館.
- 石川恵吉 2020「沖縄の「長者の大主」系芸能と祭祀— 竹富島に伝わる2つの「アウジ狂言」の検討から」『名桜大学紀要』第25号, pp.15-27, 名桜大学.
- 伊波普猷 1929『校註琉球戯曲集』春陽堂.
- 大城 學 2003(1977)「「長者の大主」考」『沖縄の祭祀と民俗芸能の研究』, pp.37-95, 砂子屋書房.
- 沖縄県教育庁文化課編 1979『沖縄文化財調査報告書第18集／辞令書等古文書調査報告書』沖縄県教育委員会.
- 沖縄県文化振興会編 1998『沖縄県史料 前近代11 芸能』 II, 沖縄県教育委員会.
- 沖縄古語大辞典編集委員会編 1995『沖縄古語大辞典』 角川書店.
- 折口信夫 1929「組踊り以前」『校註琉球戯曲集』, pp.1-23, 春陽堂.
- 球陽研究会編 1978(1974)『沖縄文化史料集成5／球陽 読み下し編』角川書店.
- 小島瓊禮校注 1982『神道大系 神社編52 沖縄』神道大系編纂会.
- 高良倉吉 1987『琉球王国の構造』吉川弘文館.
- 高良倉吉 1995「琉球辞令書の一覧表と収集現況」『日本東洋文化論集』創刊号, pp.313-327, 琉球大学法文学部.
- 玉城政美 2010『琉球歌謡論』砂子屋書房.
- 多良間村史編集委員会編 1989『多良間村史 芸能 第5巻 資料4』多良間村.
- 当間一郎 1988「国見芸能としての「長者の大主」」『窪 徳忠先生沖縄調査二十年記念論文集 沖縄の宗教と民俗』, pp.549-565, 第一書房.
- 當間一郎 1999(1993)「折口信夫の沖縄芸能史研究—「組踊り以前」を中心に」『組踊写本の研究』, pp.294-310, 第一書房.
- 仲原善忠 1978「校注具志川間切旧記」『仲原善忠全集』 第3巻, pp.230-252, 沖縄タイムス社.
- 仲原善忠・外間守善 1978『おもしろさうし辞典・総索引 第二版』角川書店.
- 名護市史編さん委員会編 2012『名護市史本編8／芸能 資料編』名護市役所
- 島山 篤 1983「「長者の大主」前後—島建ての芸能」『國學院雑誌』48(5), pp.236-247, 國學院大學.
- 外間守善・玉城政美編 1980『南島歌謡大成 I 沖縄篇上』 角川書店.
- 外間守善・波照間永吉編 1997『定本琉球国由来記』角川書店.
- 外間守善・波照間永吉編 2002『定本おもしろさうし』角川書店.